

令和 8 年度 各派代表者会議概要

日 時	令和 8 年 6 月 1 7 日（水） 16：05～16：30
場 所	議会応接室
出席者	【議員】 呉屋等議長、伊波一男副議長、石川慶議員（絆輝クラブ）、山城康弘議員（政進会）、岸本一徳議員（公明党）、知念秀明議員（共生の会）、上里広幸議員（和みクラブ）、宮城政司議員（結・市民ネットワーク）、宮城優議員（マブイ）、我如古盛英議員（じのーんの風立憲・社民） 【議会事務局】 仲村厚子（議会事務局長）、當山全盛（次長）、国頭由希子（議事担当主幹）、伊佐直樹（議事係長）
協議等事項	協議事項 1 全員協議会の開催について 協議事項 2 請願等の取扱い方について 協議事項 3 全員協議会の開催について
会議概要	協議事項 1 全員協議会の開催について（議長） ・本件は、国連への意見書提出に係る当該議員への説明を求める場を設けるための議題である。 ・本件は、去る 6 月 12 日の各派代表者会議において絆輝クラブの石川会派長から、問題提起があったので、要点について次のとおりおさらいする。 ・今年 1 月 31 日に、本市議員（プリティ宮城ちえ議員）が、国連の先住民族の権利に関する関係機関に、宜野湾市議会を代表したかのような文面で意見書を提出している。国連の場で本市議会の意思として審査されている可能性もあり、このようなことを一議員が勝手に行うことは大きな問題である。以上の問題提起であった。 ・この問題提起を受け、議長として、一旦、預からせていただいたが、その後、絆輝クラブの石川慶会派長から全員協議会開催の要求があった。 ・そこで、本日、各派代表者会議を開催し、全員協議会を開催すべきかどうかをお諮りしたい。 ・本件のような事案は、これまで例がなく、かつ、本市議会の議員全員に関わる重大な事案であることに鑑み、全議員が参加可能な全員協議会を開催して行うことがよい

のではないかと考えているが、まずは、皆様のご意見を伺ったうえで、各派代表者会議の意思として全員協議会を開催するか、否かということを決めたいと思う。

- ・これより、各会派からのご意見を伺う。

＊議長から各派代表者に意見聴取した結果、全会派において全員協議会の開催することに賛成。

(議長)

- ・それでは、全会派一致となったので、プリティ宮城ちえ議員本人を呼び、全員協議会を開催することに決定する。
- ・開催の日時は、6月18日(木)本会議終了後に開催したいがそれでよろしいか。

＊各派代表者異議なし

(議長)

- ・当日は全議員が参加し質疑を行うこととなるので、質疑の回数に一定の制限を設けたいが、案として、本会議に倣い、質疑は一人2回としたいと考えている。それでよろしいか。

＊各派代表者異議なし

協議事項2 請願等の取扱い方について

(議長)

- ・本件は、今定例会で審査中の請願書及び関係文書の情報が外部に流れた件である。これについては、事務局から説明させる。

(事務局)

- ・審査中の請願の内容を外部に提供すること自体は、問題ないものと認識しているが、今回は、請願者の住所等の個人情報も一緒に外部に提供された形となっている。
- ・外部に流れたルートとして考えられるのは、議員と事務局で共有する文書システムのサイボウズからである。
- ・事務局職員に確認したところ、当該個人情報を外部に提供した覚えがある職員はいなかった。
- ・再発防止のために、今後、申し合わせ事項に外部に提供

する際の取扱い方も含めて、ご相談させていただきたい。
(議長)

- ・この件は、今定例会で総務常任委員会に付託され、審査延長手続を経て審査中の請願第 12 号のことである。
- ・この件については、私も事務局も、いろいろ調査をしているが、各会派長の皆様には、この話を持ち帰っていただき、もし、第三者に何らかの形で提供した心当たりがある議員がいれば、早めに、私の方まで申し出ていただくようお願いいただきたい。
- ・個人情報に関するもの、特に住所や連絡先が載ったものは、外部には出さないよう、今一度、各議員で、気を引き締めていきたいと思う。
- ・以上について、何か、ご意見はあるか。

(石川議員)

- ・ご説明いただいたのは、再発防止と今後どのように取り扱っていくかということだが、この匿名で議長に送られてきた文書がどういう内容なのかということのを我々も共有していた方がよいのではないかと思うが、いかがか。
- ・この文書は、特定の請願内容に反対する団体が当該団体の会員に対し、当該請願の決議に反対するようにとの内容だと理解しているが、当該団体に問い合わせた上で、それが事実であれば、我々も当該文書を共有した方がよいのではないか。

(議長)

- ・まず、この文書は差出人が書かれていないので、文書自体の信ぴょう性に疑いがあるため、このような全く出所の分からない文書を公の皆様に共有することはいかななものかということで、私の方で止めている。
- ・ただし、石川会派長がおっしゃるとおり、その団体に電話連絡した結果、もし、ここに書かれている団体が当該団体の会員に当該文書を発出したという事実が確認できたならば、当該文書の信ぴょう性は確かなものになるので、その確証がとれれば、当該文書をお示しすることはやぶさかではない。
- ・私宛に届いた封書は、その団体が出したとされる差出人不明の文書を含め、計 4 枚が封書で出されており、大変複雑であり、差出人不明の全く根拠のない内容の文書をお示しするのは混乱を招くのではないかという懸念があ

ったことにご理解いただきたい。

- ・また、これらの文書の中には事務局職員が情報を漏えいしたという全く根拠のない文書が含まれており、そのような文書をお示した結果、その内容が勝手に独り歩きしてしまうと、まさに事務局にとっても、我々にとっても良くないという判断の下、今は私の方で保管している。
- ・この文書の宛先は、私を含めて数名に送られており、配付はできないが、文書の閲覧であればできるかと思うが、そこに書かれている団体に確認をとった上で、その内容が事実と認められた場合には、皆様にお示しすることとしたい。
- ・ただし、その団体からすれば、それも個人情報なので、これを議会で閲覧してよいかという確認はとる必要があるのではないかと思う。お互い立場が換わるとお互いの個人情報ということになるので、慎重に取り扱う必要がある。そこは、ご了承いただきたい。
- ・文書に示されている団体への電話での事実確認は、私又は事務局で行うこととする。

(石川議員)

- ・それと、誰からの情報提供であったのかという事実確認もお願いしたい。

(我如古議員)

- ・議長に送られてきた4枚うちの1枚は請願文書ということか。

(議長)

- ・請願書関係文書（表書きと本文）2枚と、ある団体から当該団体の会員に送られたとされる文書1枚、合わせて3枚が文書のセットとなっており、残りの一枚が差出人のない怪文書となっている。
- ・これが私（議長）の自宅に郵送されたということ。

(岸本議員)

- ・請願に対してどのように取り扱って欲しいという内容なのか。

(議長)

- ・当該請願に対して反対して欲しいという趣旨で、ある団体から当該団体の会員に送られているという形になっているが、請願に反対すること自体は、何ら問題ないと考えている。ただ、個人情報を当該文書に載せたというこ

とが問題であると考えている。

(上里議員)

- ・確認だが、先程、事務局から情報が漏えいしたという話があったが、サイボウズに掲示する際は（個人情報）は黒塗りされていると思うが、どうか。

(事務局)

- ・事務局から議員に提供される情報は全て公開されたものが共有されるが、サイボウズに載せる際には請願書や請願受付書には、本来は、氏名以外の個人情報（住所、連絡先）は付箋紙でマスキングしているが、今回は、請願受付書へのマスキングがされていなかったということで、サイボウズに格納された文書が漏れたと思われる。

(議長)

- ・以上だが、石川議員から、ご提案があった件について、対応させていただきたい。
- ・新たな展開があれば、各派代表者会議等で報告させていただきたい。よろしいか。

*各派代表者異議なし

協議事項３ 全員協議会の開催について

(議長)

- ・教育委員会から、今議会の追加議案として損害賠償に関する議案の提出を予定しており、事前に全議員に説明をさせていただきたいという申し出があったので、6月22日（月）の本会議終了後に全員協議会を開催してよろしいか。

*各派代表者異議なし

(議長)

- ・以上について、各会派長には、所属議員各位への周知の程、よろしくお願い致したい。

以上